

契約案件名	法律顧問契約			1
担当部名	総務部	担当課名	総務課	
契約相手方	名称（商号）	弁護士法人中央総合法律事務所		
	所在地	大阪市北区堂島浜1丁目1番27号 大阪堂島浜タワー15階		
契約金額（税込）	1, 100, 000円			
契約締結日	令和7年4月1日			
契約期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	本市では、昭和52年度以前より法律顧問として中央総合法律事務所と契約をしている。この間、本市の業務について、既に訴訟係争中のものや係争に至らないまでも、係争を想定し、経過を見ながら法律相談しつつ対応をしているものもあることから、現時点において適切かつ迅速な対応のできる唯一の法律事務所である。 以上のような理由により、本業務を委託できるのは同事務所において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。			

契約案件名	例規データベース更新等業務委託			2
担当部名	総務部		担当課名	総務課
契約相手方	名称（商号）	(株)ぎょうせい関西支社		
	所在地	大阪市中心区谷町3丁目1番9号		
契約金額（税込）	単価契約（契約上限額：2, 040, 500円 単価：2,750円）			
契約締結日	令和7年4月1日			
契約期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	本市の例規データベースは、(株)ぎょうせいが独自に開発し、所有権を有する例規執務サポートシステムをもとにしてカスタマイズされたものである。このため、このデータベースを更新するためには、同システムを一部改変する必要がある、それを遂行できるのは、権利を有する同社において他にない。 以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。			

契約案件名	法制事務支援業務委託			3
担当部名	総務部		担当課名	総務課
契約相手方	名称（商号）	(株)ぎょうせい関西支社		
	所在地	大阪府中央区谷町3丁目1番9号		
契約金額（税込）	1, 3 2 0, 0 0 0円			
契約締結日	令和7年4月1日			
契約期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	本業務は、別に締結する例規執務サポートシステムを使用して本市例規整備や法規業務の支援を迅速かつ適切に行うためのものである。同システムについては、(株)ぎょうせいが使用権を有している。このため、(株)ぎょうせいは、本業務を遂行できる唯一の会社であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、同社と随意契約を行う。			
契約案件名	阪南市クラウド型一斉情報配信サービス利用契約			6
担当部名	総務部		担当課名	危機管理課
契約相手方	名称（商号）	バイザー株式会社		
	所在地	愛知県名古屋市中村区名駅南2丁目14番19号		
契約金額（税込）	1,062,600円			
契約締結日	令和7年4月1日			
契約期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	本業務は、災害時など有事の際に情報発信することが想定されるため、迅速かつ正確性が求められる中においても簡単に多メディアへの一斉情報配信することが求められることから、バイザー株式会社の製品「すぐメールPlus+」を導入しており、同社の製品を利用することから利用契約を行うのはバイザー株式会社以外において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行うものであります。			

契約案件名	防災行政無線（固定系）保守点検業務委託			7
担当部名	総務部		担当課名	危機管理課
契約相手方	名称（商号）	イズミ総合システム株式会社		
	所在地	阪南市新町71-1		
契約金額（税込）	1,375,000円			
契約締結日	令和7年4月1日			
契約期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	防災行政無線及びJ-ALERTは、地震等災害発生時に速やかに市民に対して情報を伝達することから、システム及び機器に障害が発生したときには、24時間365日体制での緊急出動や点検等、迅速な対応が求められます。そのため、業者選定については、本市デジタル防災行政無線及びJ-ALERTのメーカーである、パナソニックシステムネットワーク(株)の本市での唯一の特約店であり、システム及び機器を熟知し、24時間体制による緊急対応が可能なイズミ総合システム株式会社以外において他にはなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行うものであります。			

契約案件名	大阪版自治体情報セキュリティクラウドサービス利用料			15
担当部名	総務部		担当課名	行財政構造改革推進室
契約相手方	名称（商号）	株式会社オプテージ		
	所在地	大阪府大阪市中央区域見2丁目1番5号		
契約金額（税込）	1,803,120円			
契約締結日	令和7年4月1日			
契約期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	平成27年度に総務省から発出された自治体情報セキュリティ強化対策事業に基づき、大阪府が大阪版自治体情報セキュリティクラウド構築業者の入札を実施した結果、株式会社ケイ・オプティコム（平成31年4月より「株式会社オプテージ」に社名変更）が落札した。標記業務の構築に関しては大阪府が契約を交わし、運用にあたるサービス利用料に関しては大阪府下の各市町村が契約をすることとなったため、当該事業者以外の事業者ではサービス提供が不可能である。 したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を行う。			

契約案件名	住民情報システム電子計算処理業務委託			16
担当部名	総務部		担当課名	行財政構造改革推進室
契約相手方	名称（商号）	株式会社南大阪電子計算センター		
	所在地	大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号		
契約金額（税込）	3,930,102円			
契約締結日	令和7年4月1日			
契約期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	標記業務は、住民情報や税情報等を取り扱う本市の基幹系システムにおける電子計算処理を委託するものであり、同システムから出力される各種通知書や納付書などの印刷校正業務が含まれ、本市住民の個人情報を取り扱うことから、プライバシー保護やセキュリティ面を考慮した実施が求められる。また、発行業務に伴う電子計算処理によるシステム調整作業等が含まれているため、同システムを導入・構築し、保守の事業者でもある株式会社南大阪電子計算センター以外の事業者では対応が不可能である。以上の理由により、本業務を委託できるのは株式会社南大阪電子計算センターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。			

契約案件名	阪南市住民情報システム保守点検業務委託			17
担当部名	総務部		担当課名	行財政構造改革推進室
契約相手方	名称（商号）	株式会社南大阪電子計算センター		
	所在地	大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号		
契約金額（税込）	14,771,020円			
契約締結日	令和7年4月1日			
契約期間	令和7年4月1日～令和7年12月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	本市の住民情報システムについて、国の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において「原則全ての地方公共団体が、令和7年度（2025年度）までに、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行できるよう、その環境を整備すること」とされており、それまでの間は現行システムを継続する必要があることから、同システムを導入・構築した株式会社南大阪電子計算センター以外の事業者では対応が不可能である。 以上の理由により、本業務を委託できるのは株式会社南大阪電子計算センターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。			

契約案件名	阪南市住民情報システムサービス利用			18
担当部名	総務部		担当課名	行財政構造改革推進室
契約相手方	名称（商号）	株式会社南大阪電子計算センター		
	所在地	大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号		
契約金額（税込）	20,280,150円			
契約締結日	令和7年4月1日			
契約期間	令和7年4月1日～令和7年12月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	本市の住民情報システムについて、国の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において「原則全ての地方公共団体が、令和7年度（2025年度）までに、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行できるよう、その環境を整備すること」とされており、それまでの間は現行システムを継続する必要があることから、同サービスを提供している株式会社南大阪電子計算センター以外の事業者では対応が不可能である。以上の理由により、本業務を提供できるのは株式会社南大阪電子計算センターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。			

契約案件名	ガバメントクラウド接続FW構築業務委託			2 1
担当部名	総務部		担当課名	行財政構造改革推進室
契約相手方	名称（商号）	株式会社南大阪電子計算センター		
	所在地	大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号		
契約金額（税込）	1,210,000円			
契約締結日	令和7年4月1日			
契約期間	令和7年4月1日～令和7年6月30日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	標記業務は、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年9月1日施行）において、各自治体で保有する住民情報システムの標準化を実施することが義務化されたことに伴い、本市の現行システムをガバメントクラウド上の標準準拠システムに移行するために必要となるファイアウォールを導入・構築する業務を委託するものである。障害発生時の障害箇所の特定及び復旧に当たってはシステム調整を要するものである。また、障害発生時には復旧に向けた迅速な対応が必要不可欠であるため、住民情報システムを導入・構築した株式会社南大阪電子計算センターでなければ履行できない。 以上の理由により、本業務を委託できるのは株式会社南大阪電子計算センターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。			

契約案件名	ガバメントクラウド利用権付与兼債務引受契約			2 2
担当部名	総務部		担当課名	行財政構造改革推進室
契約相手方	名称（商号）	デジタル庁		
	所在地	東京都千代田区紀尾井町1-3		
契約金額（税込）	31,630,432円			
契約締結日	令和7年4月1日			
契約期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的 団体と直接契約を締結するとき			
随意契約理由	令和7年度より、本市の住民情報システムはデジタル庁が提供するガバメントクラウド上に構築する予定である。本契約は、ガバメントクラウドの利用、運用管理、サービス提供および調整において、適切かつ安全な運用を確保することを目的としている。阪南市は、デジタル庁から当該ガバメントクラウドサービスの利用権を付与され、クラウドサービス利用料金に係る債務を引き受けることなどを契約する。特に料金は利用量に応じた従量課金制となっている。 本契約はデジタル庁以外と締結することができないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。			

契約案件名	阪南市総合相談事業（人権相談）業務委託			2 3
担当部名	総務部		担当課名	人権推進課
契約相手方	名称（商号）	阪南市人権協会		
	所在地	阪南市尾崎町3 5 番地の 1		
契約金額（税込）	3,514,044円			
契約締結日	令和 7 年 4 月 1 日			
契約期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日			
根拠規定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	人権相談事業は相談者の複雑かつ多様な課題解決に向けて実効性のある予防・救済につなげる必要があるため、契約の目的に相応するノウハウや経験等を有するものを選定して契約の相手方とすることが競争入札よりも契約の目的を達成するうえで妥当であり、本市の人権施策の推進に寄与するものである。 阪南市人権協会は市民の人権意識高揚と確立を図ることを目的として創設され、「人権相談」「人権啓発」「住民の交流及び協働の促進」の施策に取り組むべきものとしており、「人権相談」を重要施策として位置づけ、人権に関する幅広い知識と専門性を有するのみならず、様々な相談や問い合わせに適切に対応できる相談員を確保し、本業務を実施できる唯一の団体である。以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同協会と随意契約する。			

契約案件名	無料法律相談事業業務委託			24
担当部名	総務部		担当課名	人権推進課
契約相手方	名称（商号）	大阪弁護士会		
	所在地	大阪市北区西天満1丁目12番5号		
契約金額（税込）	1,383,660円			
契約締結日	令和7年4月1日			
契約期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	本業務は、市民から法律的判断を必要とする相談を受けるという業務内容であり、専門性が高く、適切な判断が必要である。大阪弁護士会では、法律相談を行う弁護士に対して研修や指導を行っており、専門的な知識を身に付けた弁護士で組織されている。また、弁護士の数も多く、急な欠席等の場合にも代替弁護士を臨時に派遣するなどの対応があり、法律相談を安定的に運営することができる。以上の理由により、本業務を委託できるのは大阪弁護士会において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。			

契約案件名	ふるさとまちづくり応援寄附プロモーション支援業務			25
担当部名	未来創生部	担当課名	まちの活力創造課	
契約相手方	名称（商号）	株式会社トラストバンク		
	所在地	東京都品川区上大崎三丁目1番1号JR東急目黒ビル7階		
契約金額（税込）	18,002,254円			
契約締結日	令和7年4月1日			
契約期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	自治体・返礼品登録数が多く、全国的にも認知度が高い寄附受入金額の増収につながる効果が高いサイトとして、各社が運営するサイトがあり、当該事業者が運営する「ふるさとチョイス」に情報を掲載するにあたっては、運営会社である上記事業者しか対応できない。以上のような理由により、上記事業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。			

契約案件名	ふるさとまちづくり応援寄附プロモーション支援業務			26
担当部名	未来創生部		担当課名	まちの活力創造課
契約相手方	名称（商号）	株式会社アイモバイル		
	所在地	東京都渋谷区桜丘町22-14 NE.SビルN棟2F		
契約金額（税込）	12,406,159円			
契約締結日	令和7年4月1日			
契約期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	自治体・返礼品登録数が多く、全国的にも認知度が高い寄附受入金額の増収につながる効果が高いサイトとして、各社が運営するサイトがあり、当該事業者が運営する「ふるなび」に情報を掲載するにあたっては、運営会社である上記事業者しか対応できない。以上のような理由により、上記事業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。			

契約案件名	ふるさとまちづくり応援寄附業務委託			27
担当部名	未来創生部		担当課名	まちの活力創造課
契約相手方	名称（商号）	株式会社さとふる		
	所在地	東京都中央区京橋2丁目2番1号		
契約金額（税込）	28,067,420円			
契約締結日	令和7年4月1日			
契約期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	ふるさと納税ポータルサイト「さとふる」を通して、本市にふるさと納税した場合に、寄附受付から返礼品発注業務、受領証明書の発行、寄附者からの問合せ対応等の業務を一括して代行するものであり、これら一連の業務は、当該事業者しか対応できない。以上の理由により、本業務を委託できるのは株式会社さとふるにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。			

契約案件名	ふるさとまちづくり応援寄附プロモーション支援業務			28
担当部名	未来創生部		担当課名	まちの活力創造課
契約相手方	名称（商号）	ANAあきんど株式会社		
	所在地	東京都中央区日本橋二丁目14番2号		
契約金額（税込）	2,013,410円			
契約締結日	令和7年4月1日			
契約期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	自治体・返礼品登録数が多く、全国的にも認知度が高い寄附受入金額の増収につながる効果が高いサイトとして、各社が運営するサイトがあり、当該事業者が運営する「ANAのふるさと納税」に情報を掲載するにあたっては、運営会社である上記事業者しか対応できない。以上のような理由により、上記事業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。			

契約案件名	ふるさとまちづくり応援寄附業務委託			29
担当部名	未来創生部		担当課名	まちの活力創造課
契約相手方	名称（商号）	株式会社ジェイアール西日本伊勢丹		
	所在地	京都府京都市下京区烏丸通塩小路下る東塩小路町901番		
契約金額（税込）	7,869,795円			
契約締結日	令和7年4月1日			
契約期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	ふるさと納税ポータルサイト「三越伊勢丹ふるさと納税」を通して、本市にふるさと納税した場合に、寄附受付から返礼品発注業務、寄附者からの問合せ対応等の業務を一括して代行するものであり、これら一連の業務は、当該事業者しか対応できない。以上の理由により、本業務を委託できるのは株式会社さとふるにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。			

契約案件名	阪南市観光振興PR業務委託			30
担当部名	未来創生部		担当課名	まちの活力創造課
契約相手方	名称（商号）	一般社団法人 阪南市観光協会		
	所在地	阪南市尾崎町2-2-11-201		
契約金額（税込）	2,700,000円			
契約締結日	令和7年4月1日			
契約期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	本業務は、市の魅力を対外的に発信し、知名度を高めるとともに、地域の情報を発信していくことによる交流人口の増大をめざすものである。本市観光協会は、地域観光振興を推進する組織として、地域情報の発信や地域のイベントへの参画、新たな観光資源の磨き上げなど、地域観光の推進を図る団体である。この業務内容に鑑みると、阪南市の観光振興PRを十分に実施した上で、地域の観光資源の磨き上げや体験観光型集客イベント、PRグッズの作成・配布などを推進できる事業者は、同協会以外はないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。			

契約案件名	株式会社スマートバリュー　クラウドイノベーションDivision　3 1		
担当部名	未来創生部	担当課名	まちの活力創造課
契約相手方	名称（商号）	株式会社スマートバリュー　クラウドイノベーションDivision	
	所在地	大阪府大阪市中央区道修町3－6－1　京阪新御堂筋ビル	
契約金額（税込）	2,079,000円		
契約締結日	令和7年4月1日		
契約期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日		
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき		
随意契約理由	標記契約は、本市ホームページのコンテンツ管理システム（Contents Management System）を利用するためのものであり、同システムを利用するには、導入・構築したCMS提供事業者である株式会社スマートバリューと契約することをおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う		

契約案件名	住民基本台帳ネットワークシステムソフトウェア保守契約			3 2
担当部名	市民部		担当課名	市民課
契約相手方	名称（商号）	株式会社南大阪電子計算センター		
	所在地	大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号		
契約金額（税込）	1,228,920円			
契約締結日	令和 7 年 4 月 1 日			
契約期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日			
根拠規定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	住民基本台帳ネットワークシステムの運用には、既存の住民基本台帳システム（COKAS－ADⅡ）に連動させる必要がある。ゆえにCOKAS－ADⅡの導入・委託契約をしている株式会社南大阪電子計算センターとの契約は必須である。株式会社南大阪電子計算センターと契約することにより、COKAS－ADⅡと住民基本台帳ネットワークシステムが一体となって維持管理することで障害発生時には円滑に対応できることやソフトウェア運用に関する指導、適用作業及び動作確認作業等についても連動して対応できることから、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同社と随意契約する。			

契約案件名	戸籍総合システム・ブックレス クラウド利用契約			3 4
担当部名	市民部		担当課名	市民課
契約相手方	名称（商号）	富士フイルムシステムサービス株式会社 公共事業本部関西支店		
	所在地	大阪市西区土佐堀2丁目2番17号		
契約金額（税込）	6,672,600円			
契約締結日	令和7年4月1日			
契約期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	戸籍事務は富士フイルムシステムサービス株式会社が開発した戸籍システムを使用しており、ソフトウェアやソフト、サポートサービスを利用して事務処理を行っている。本サービスを提供することができるのは、ソフトウェアやシステムソフトの開発・更新・クラウド環境を構築した富士フイルムシステムサービス株式会社のみであることから地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約する。			

契約案件名	周辺環境調査等業務委託			3 5
担当部名	市民部		担当課名	生活環境課
契約相手方	名称（商号）	一般財団法人日本環境衛生センター		
	所在地	神奈川県川崎市川崎区四谷上町10番6号		
契約金額（税込）	11,958,100円			
契約締結日	令和 7 年 4 月 1 日			
契約期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日			
根拠規定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	本業務は、はんなん浄化センターMIZUTAMA館の周辺環境調査の実施、施設稼働状況検討業務および周辺環境保全委員会の資料作成等を行うものである。一般財団法人日本環境衛生センターは、当該施設設計当初から、事前アセス調査の実施や施設基本計画を策定するなど施設の経年状況を的確に把握し、当該施設に係る多岐に亘る調査計画等を策定した業者であり、環境調査結果等を踏まえた、稼働状況のチェック及び技術的、専門的な内容の助言を行える唯一の事業所であることから、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同社と随意契約する。			

契約案件名	阪南市総合相談事業（地域就労支援）業務委託			3 6
担当部名	市民部		担当課名	生活環境課
契約相手方	名称（商号）	阪南市人権協会		
	所在地	阪南市尾崎町 3 5 番地の 1		
契約金額（税込）	2,586,502円			
契約締結日	令和 7 年 4 月 1 日			
契約期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日			
根拠規定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	本業務は、就職困難者に対して、相談者に応じた就労の支援を図るとともに、自らの主体的な判断によって課題を解決することができるよう支援することを目的とし、相談に対する適切な助言及び情報提供に関する業務を行うものである。 阪南市人権協会は、特に地域就労支援事業を含む「総合相談」を重要施策として位置づけており、地域の団体により構成されていることから、身近な「駆け込み寺」として市民生活に根付いたものとなっている。地域に根差した、総合的かつ効果的な事業の実施が可能な団体は当協会をおいて他になく、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を行う。			

契約案件名	国税連携ASPサービス提供業務委託			38
担当部名	市民部		担当課名	税務課
契約相手方	名称（商号）	日本電気株式会社関西支社		
	所在地	大阪府中央区城見1丁目4番24号		
契約金額（税込）	1,056,000円（月額利用料 88,000円）			
契約締結日	令和7年4月1日			
契約期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	eL-TAXは、確定申告書や給与・年金支払報告書等を電子媒体によって申告するシステムであり、国税連携、電子申告並びに年金特別徴収の3業務によって構成される。当該システムに係るASPサービス提供業務の委託先については、同一ベンダによることがeL-TAX地方税共同機構によって示されている。提供データの活用には本市基幹システムとの連携が不可欠となるため、本業務を委託できるのは国の認定委託先事業者である日本電気株式会社関西支社において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。			

契約案件名	電子申告ASPサービス提供業務委託			39
担当部名	市民部		担当課名	税務課
契約相手方	名称（商号）	日本電気株式会社関西支社		
	所在地	大阪市中央区域見1丁目4番24号		
契約金額（税込）	1,320,000円（月額利用料 110,000円）			
契約締結日	令和7年4月1日			
契約期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	eL-TAXは、確定申告書や給与・年金支払報告書等を電子媒体によって申告するシステムであり、国税連携、電子申告並びに年金特別徴収の3業務によって構成される。当該システムに係るASPサービス提供業務の委託先については、同一ベンダによることがeL-TAX地方税共同機構によって示されている。提供データの活用には本市基幹システムとの連携が不可欠となるため、本業務を委託できるのは国の認定委託先事業者である日本電気株式会社関西支社において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。			

契約案件名	住民税課税支援システム利用料委託業務			4 0
担当部名	市民部		担当課名	税務課
契約相手方	名称（商号）	株式会社南大阪電子計算センター		
	所在地	大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号		
契約金額（税込）	5,100,480円			
契約締結日	令和7年4月1日			
契約期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	住民税の賦課課税業務を適切に遂行するにあたり、当該システムの運用が不可欠であり、また、基幹システムとの連携が求められることから、本業務を委託できるのは同システムを導入・構築した株式会社南大阪電子計算センターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。			

契約案件名	住民情報システム電子計算処理業務委託（市民税・府民税）			4 1
担当部名	市民部		担当課名	税務課
契約相手方	名称（商号）	株式会社南大阪電子計算センター		
	所在地	大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号		
契約金額（税込）	12,399,372円			
契約締結日	令和7年4月1日			
契約期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	標記業務は、市民税・府民税の賦課課税業務を行うにあたり、住民基本台帳や租税公課等を取り扱う本市基幹系システムにおける電子計算処理を委託するものである。機密性、完全性、可用性確保のため、本業務を委託できるのは、同システムを導入・構築した株式会社南大阪電子計算センターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。			

契約案件名	住民情報システム電子計算処理業務委託（軽自動車税）			4 2
担当部名	市民部		担当課名	税務課
契約相手方	名称（商号）	株式会社南大阪電子計算センター		
	所在地	大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号		
契約金額（税込）	1,838,007円			
契約締結日	令和7年4月1日			
契約期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	標記業務は、軽自動車税の賦課課税業務を行うにあたり、住民基本台帳や租税公課等を取り扱う本市基幹系システムにおける電子計算処理を委託するものである。機密性、完全性、可用性確保のため、本業務を委託できるのは、同システムを導入・構築した株式会社南大阪電子計算センターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。			

契約案件名	住民情報システム電子計算処理業務委託（固定資産税）			4 3
担当部名	市民部		担当課名	税務課
契約相手方	名称（商号）	株式会社南大阪電子計算センター		
	所在地	大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号		
契約金額（税込）	5,100,355円			
契約締結日	令和7年4月1日			
契約期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	標記業務は、固定資産税の賦課課税業務を行うにあたり、住民基本台帳や租税公課等を取り扱う本市基幹系システムにおける電子計算処理を委託するものである。機密性、完全性、可用性確保のため、本業務を委託できるのは、同システムを導入・構築した株式会社南大阪電子計算センターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。			

契約案件名	阪南市市税等収納業務委託			4 5
担当部名	市民部		担当課名	税務課
契約相手方	名称（商号）	東京都江東区木場一丁目5番25号		
	所在地	りそな決済サービス株式会社		
契約金額（税込）	3,683,460円			
契約締結日	令和7年4月1日			
契約期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	本市のコンビニ対応納付書は、現在、りそな決済サービス株式会社のデータ形式に合わせて電算処理システムを構築し、それに適合した形式の納付書を納税者に送付している。現行システムを利用したの収納業務は当該事業者しか対応できないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、りそな決済サービス株式会社と随意契約を行う。			

契約案件名	粗大ごみ収集運搬業務委託			4 7
担当部名	市民部		担当課名	資源対策課
契約相手方	名称（商号）	株式会社ユニティ		
	所在地	大阪府阪南市黒田348番地		
契約金額（税込）	41,374,000円（単価契約：月額/142円×世帯数）			
契約締結日	令和7年4月1日			
契約期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	粗大ごみ収集運搬業務の委託につきましては、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の規定に基づいた書面がし尿処理業者から提出され、検討を重ねた結果、本業務委託の結論に達しました。業務委託開始後は、委託料等の見直しを行い、現在に至っているものであります。 以上のような理由により、本業務を委託できるのは株式会社ユニティにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。			

契約案件名	指定ごみ袋配布等業務委託			48
担当部名	市民部		担当課名	資源対策課
契約相手方	名称（商号）	阪南市商工会		
	所在地	大阪府阪南市尾崎町35番地の4		
契約金額（税込）	2,034,000円（単価契約：月額/5.2円×冊、在庫管理費用69,841円）			
契約締結日	令和7年4月1日			
契約期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	指定ごみ袋の販売店への配布及び管理業務につきましては、ごみ袋等を販売している市内55店舗（令和7年1月31日現在）の多くが阪南市商工会の加盟店であり、商工会は販売店との迅速な連絡や、急を要する注文・配送などにも対応でき、地元に着した市内販売店を支援する非営利団体として地域の経済活動に取り組んでいます。 以上のような理由により、本業務を委託できるのは阪南市商工会において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。			

契約案件名	紙製容器包装類等再資源化処理委託契約			49
担当部名	市民部		担当課名	資源対策課
契約相手方	名称（商号）	株式会社 阪南リサイクルセンター		
	所在地	大阪府阪南市尾崎町5丁目42番5号		
契約金額（税込）	2,282,000円（月額/単価は3月中旬頃に見積書を受領する予定）			
契約締結日	令和7年4月1日			
契約期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	紙製容器包装類等再資源化処理につきましては、収集日程表に基づき収集車全車が収集した5品目（紙製容器包装類、古紙、ダンボール、古着・古布、紙パック）を、収集日当日に処理する必要があることから、市内に施設を有しかつ全量を受け入れることができる能力及び計量機等を所有していなければならない。 以上のような理由により、本業務を委託できるのは株式会社阪南リサイクルセンターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。			

契約案件名	アウトリーチ等機能強化事業業務委託			5 1
担当部名	健康福祉部		担当課名	市民福祉課
契約相手方	名称（商号）	社会福祉法人 阪南市社会福祉協議会		
	所在地	阪南市尾崎町1丁目18番15号		
契約金額（税込）	3, 3 1 5, 1 3 6 円			
契約締結日	令和7年4月1日			
契約期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援機関にアウトリーチ支援員を配置し、同行訪問や、信頼関係の構築といった対本人型のアウトリーチを主体に、ひきこもり状態にある方など、支援に時間のかかる方に対して、より丁寧な支援を実施するために、本事業を実施するものである。生活困窮者自立支援法に基づき、事業実施できるのは、生活困窮者にかかる専門相談機関として、自立相談支援機関を受託している社会福祉法人阪南市社会福祉協議会のみであることから地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約する。			

契約案件名	生活保護等版レセプト管理クラウドサービス利用			5 4
担当部名	健康福祉部		担当課名	生活支援課
契約相手方	名称（商号）	扶桑電通株式会社 関西支店		
	所在地	大阪市中央区備後町2-6-8 サンライズビル		
契約金額（税込）	2,356,200円			
契約締結日	令和7年4月1日			
契約期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	生活保護等版レセプト管理システムは、厚生労働省が富士通株式会社に開発契約を受注し、開発を行ったシステムである。本市においては平成29年度より、生活保護等版レセプト管理クラウドサービスを導入している。レセプト電子化対応に関するシステム業務を行っている唯一の事業者であった富士通Japan株式会社が扶桑電通株式会社に業務移管を行った。以上の理由から、本業務を委託できるのは他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。			

契約案件名	生活支援・介護予防サービス協議体運営業務委託			5 5
担当部名	健康福祉部		担当課名	介護保険課
契約相手方	名称（商号）	社会福祉法人 阪南市社会福祉協議会		
	所在地	阪南市尾崎町1丁目18番15号		
契約金額（税込）	21,993,220円（非課税）			
契約締結日	令和7年4月1日			
契約期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	介護保険法の改正に基づく「介護予防・日常生活支援総合事業」では、「介護予防給付」から「住民主体の支援」など多様なサービスにより、個別ニーズに即した柔軟なサービスに移行することとしている。 生活支援・介護予防サービス協議体運営業務委託ができる唯一の団体は、「住民主体の活動」のコーディネートを行ってきた実績のある社会福祉法人 阪南市社会福祉協議会である。 従って、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約するものである。			

契約案件名	地域包括支援センター業務システム保守委託料			5 6
担当部名	健康福祉部		担当課名	介護保険課
契約相手方	名称（商号）	株式会社ブレインサービス		
	所在地	大阪府大阪市西区阿波座2丁目4番23号		
契約金額（税込）	1, 8 4 8, 0 0 0円			
契約締結日	令和7年4月1日			
契約期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	介護保険課と市内2か所の地域包括支援センターが統一したシステムを導入。リアルタイムに情報共有や給付管理ができる環境を作り、業務効率化を図る。導入年度、次年度からかかる保守費用にて地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約するものである。			

契約案件名	在宅医療・介護連携推進事業業務委託			57
担当部名	健康福祉部		担当課名	介護保険課
契約相手方	名称（商号）	一般社団法人 泉佐野泉南医師会		
	所在地	泉佐野市湊1丁目1番30号		
契約金額（税込）	2,671,140円（非課税）			
契約締結日	令和7年4月1日			
契約期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	介護保険法第115条の4第2項第4号に基づき、在宅医療・介護連携推進事業業務委託ができる唯一の団体は、これまで地域医療を推進してきた実績のある一般社団法人泉佐野泉南医師会である。 従って、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約するものである。			

契約案件名	介護保険事務処理電算機器保守委託			58
担当部名	健康福祉部		担当課名	介護保険課
契約相手方	名称（商号）	株式会社南大阪電子計算センター		
	所在地	貝塚市脇浜4丁目2番22号		
契約金額（税込）	1,049,400円			
契約締結日	令和7年4月1日			
契約期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	本委託業務は、現在運用している本市介護保険システムに不具合等の異常が発生した場合、迅速な対応及びシステム修正等が必要となり、それらの業務はシステムを構築した株式会社南大阪電子計算センターでなければ履行できない。 従って、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、株式会社南大阪電子計算センターと随意契約する。			

契約案件名	介護保険電子計算処理業務委託			5 9
担当部名	健康福祉部		担当課名	介護保険課
契約相手方	名称（商号）	株式会社南大阪電子計算センター		
	所在地	貝塚市脇浜4丁目2番22号		
契約金額（税込）	3,691,956円			
契約締結日	令和7年4月1日			
契約期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	標記業務は、住民情報や税情報等を取り扱う本市の基幹系システムにおける電子計算処理を委託するものであり、同システムから出力される各種通知書や納付書などの発行業務が含まれるため、本市住民の個人情報を取り扱うことから、プライバシー保護やセキュリティ面を考慮した実施が求められる。また、発行業務に伴う電子計算処理によるシステム調整作業等が含まれているため、同システムを導入・構築し、保守の事業者でもある(株)南大阪電子計算センターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。			

契約案件名	介護給付費審査支払手数料			6 1
担当部名	健康福祉部		担当課名	介護保険課
契約相手方	名称（商号）	大阪府国民健康保険団体連合会		
	所在地	大阪府中央区常磐町1丁目3番8号		
契約金額（税込）	5,154,000円			
契約締結日	令和7年4月1日			
契約期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的 団体と直接契約を締結するとき			
随意契約理由	介護保険法第176条第1項第1号及び第2号の規定により、介護 保険サービス事業者がサービス提供した後の審査及び支払いは、国民 健康保険国保連合会で行うものと定められている。従って、地方自治 法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約するもの である。			

契約案件名	療養の給付に関する費用の請求に係る審査事務及び診療報酬の支払事務委託 6 3		
担当部名	健康福祉部	担当課名	保険年金課
契約相手方	名称（商号）	大阪府国民健康保険団体連合会	
	所在地	大阪府中央区常盤町1丁目3番8号 中央大通FNビル内	
契約金額（税込）	9,560,000円（単価契約）		
契約締結日	令和7年4月1日		
契約期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日		
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的 団体と直接契約を締結するとき		
随意契約理由	大阪府国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）は、国民健康保険法第83条に基づく公法人であり、同法第84条の規定により、本市単独で脱退することができない（強制加入）。 また、連合会に本業務を委託することで統一かつ円滑に行うことができ、連合会以外での保険医療機関等に対する審査、支払い等を行うことはできない。 したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随時契約するものである。		

契約案件名	保険者事務共同電算処理等事業委託			6 5
担当部名	健康福祉部		担当課名	保険年金課
契約相手方	名称（商号）	大阪府国民健康保険団体連合会		
	所在地	大阪府中央区常盤町1丁目3番8号 中央大通FNビル内		
契約金額（税込）	6,369,000円（単価契約）			
契約締結日	令和7年4月1日			
契約期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的 団体と直接契約を締結するとき			
随意契約理由	大阪府国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）は、国民健康保険法第83条に基づく公法人であり、同法第84条の規定により、本市単独で脱退することができない（強制加入）。 また、連合会は本業務を統一的かつ円滑に行うことができ、連合会以外での保険医療機関等に対する支払い、資格審査等を行うことができない。 したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随時契約するものである。			

契約案件名	国民健康保険料等収納業務委託			6 6
担当部名	健康福祉部		担当課名	保険年金課
契約相手方	名称（商号）	りそな決済サービス株式会社		
	所在地	東京都江東区木場一丁目5番25号		
契約金額（税込）	1,615,000円（単価契約）			
契約締結日	令和7年4月1日			
契約期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の 買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	本市のコンビニ対応納付書は、現在、りそな決済サービス(株)のデータ形式に合わせて電算処理システムを構築し、それに適合した形式の納付書を納付義務者に送付している。現行システムを利用したの収納業務は当該事業者しか対応できないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約をする。			

契約案件名	住民情報システム電子計算処理業務委託（国民健康保険）			67
担当部名	健康福祉部		担当課名	保険年金課
契約相手方	名称（商号）	株式会社 南大阪電子計算センター		
	所在地	貝塚市協浜4丁目2番22号		
契約金額（税込）	9,588,000円			
契約締結日	令和7年4月1日			
契約期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	標記業務は、住民情報や税情報等を取り扱う本市の基幹系システムにおける電子計算処理を委託するものであり、同システムから出力される各種通知書や納付書などの発行業務が含まれるため、本市住民の個人情報を取り扱うことから、プライバシー保護やセキュリティ面を考慮した実施が求められる。また、発行業務に伴う電子計算処理によるシステム調整作業等が含まれているため、同システムを導入・構築し、保守の事業者でもある(株)南大阪電子計算センターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。			

契約案件名	住民情報システム電子計算処理業務委託（後期高齢者医療制度委託）			6 8
担当部名	健康福祉部		担当課名	保険年金課
契約相手方	名称（商号）	株式会社南大阪電子計算センター		
	所在地	大阪府貝塚市協浜4－2－22		
契約金額（税込）	3,056,176円			
契約締結日	令和7年4月1日			
契約期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	標記業務は、住民情報や税情報等を取り扱う本市の基幹系システムにおける電子計算処理を委託するものであり、同システムから出力される各種通知書や納付書などの発行業務が含まれるため、本市住民の個人情報を取り扱うことから、プライバシー保護やセキュリティ面を考慮した実施が求められる。また、発行業務に伴う電子計算処理によるシステム調整作業等が含まれているため、同システムを導入・構築し、保守の事業者でもある(株)南大阪電子計算センターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。			

契約案件名	特定健診システム受診券発送業務委託			7 1
担当部名	健康福祉部		担当課名	保険年金課
契約相手方	名称（商号）	株式会社南大阪電子計算センター		
	所在地	貝塚市協浜4丁目2番22号		
契約金額（税込）	1,045,176円			
契約締結日	令和7年4月1日			
契約期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	本市の国民健康保険業務に係る資格管理等のシステム及び特定健康診査・特定保健指導システムは、株式会社南大阪電子計算センターが開発・運用しており、特定健康診査・特定保健指導システムの運用に欠かすことができず、不具合等の異常が発生した場合、迅速な対応が必要となることから、それらの業務を履行できるのは、システム開発を行った株式会社南大阪電子計算センター以外にない。 よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により同社と随意契約する。			

契約案件名	阪南市国民健康保険特定保健指導業務委託			7 2
担当部名	健康福祉部		担当課名	保険年金課
契約相手方	名称（商号）	阪南市民病院等 他 6 健診機関		
	所在地	阪南市下出17番地		
契約金額（税込）	¥1,864,500円（単価契約）			
契約締結日	令和 7 年 4 月 1 日			
契約期間	令和 7 年 4 月 1 日～			
根拠規定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	人間ドックを受診した人が、特定保健指導対象者の場合に、引き続き同一医療機関で特定保健指導を受けることは、受診者の利便性はもちろん、対象者の身体状況を詳細に把握している同一医療機関で特定保健指導を行うことが最も有効である。特定保健指導の契約可能な機関であれば契約は必須である。したがって、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、これらの機能を有する同健診機関と随意契約する。			

契約案件名	阪南市国民健康保険人間ドック等業務委託			7 3
担当部名	健康福祉部		担当課名	健康事業準備室
契約相手方	名称（商号）	阪南市民病院等 他28健診機関		
	所在地	阪南市下出17番地		
契約金額（税込）	¥ 26,169,000（単価契約）			
契約締結日	令和 7 年 4 月 1 日			
契約期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日			
根拠規定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	人間ドック等の健診は一件当たりに要する時間が長く、単一健診機関では実施可能な件数が限られており、より多くの健診機関での実施が不可欠である。また本事業の一部は特定健康診査を兼ねており、特定健康診査実施における技術や知識も有している必要がある。本事業は人間ドック・脳ドック学会が提唱する標準的な実施項目及び大阪府基準規定の特定健康診査内容の健診機能を備えた健診機関でなければ実施することができない。したがって、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、これらの機能を有する同健診機関と随意契約する。			

契約案件名	健康増進法に基づく保健事業業務委託（個別胃がん検診）			7 5
担当部名	健康福祉部		担当課名	健康増進課
契約相手方	名称（商号）	一般社団法人 泉佐野泉南医師会		
	所在地	大阪府泉佐野市湊1丁目1番30号		
契約金額（税込）	1,579,716円			
契約締結日	令和7年4月1日			
契約期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	がん検診は、高い検診精度を保つために、国により高い基準の検診実施の仕様が設定されている。個別胃がん検診は胃内視鏡検査の為、検査実施可能な設備や読影体制が必要であり集団の巡回検診では実施が不可能である。個別検診という形態で検診に対応でき、専門知識を有する団体は当医師会のみである。市民にとっても地元の身近なかかりつけ医であれば受診しやすく、検診後の経過観察も継続して行ってもらえる利点がある。以上のような理由により、本業務を委託できるのは一般社団法人 泉佐野泉南医師会をおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。			

契約案件名	健康増進法に基づく保健事業業務委託（個別乳がん検診）			7 7
担当部名	健康福祉部		担当課名	健康増進課
契約相手方	名称（商号）	一般社団法人 泉佐野泉南医師会		
	所在地	大阪府泉佐野市湊1丁目1番30号		
契約金額（税込）	2,178,088円			
契約締結日	令和7年4月1日			
契約期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	がん検診は、高い検診精度を保つために、国により高い基準の検診実施の仕様が設定されている。集団検診のみによる検診では、検診対象者への検診の機会を十分設けることが出来ず、事業を遂行することが出来ません。個別検診という形態で検診に対応でき、専門知識を有する団体は当医師会のみである。市民にとっても地元の身近なかかりつけ医であれば受診しやすく、検診後の経過観察も継続して行ってもらえる利点がある。以上のような理由により、本業務を委託できるのは一般社団法人 泉佐野泉南医師会をおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。			

契約案件名	健康増進法に基づく保健事業業務委託（個別子宮がん検診）			78
担当部名	健康福祉部		担当課名	健康増進課
契約相手方	名称（商号）	一般社団法人 泉佐野泉南医師会		
	所在地	大阪府泉佐野市湊1丁目1番30号		
契約金額（税込）	9,893,345円			
契約締結日	令和7年4月1日			
契約期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	がん検診は、高い検診精度を保つために、国により高い基準の検診実施の仕様が設定されている。集団検診のみによる検診では、検診対象者への検診の機会を十分設けることが出来ず、事業を遂行することが出来ません。個別検診という形態で検診に対応でき、専門知識を有する団体は当医師会のみである。市民にとっても地元の身近なかかりつけ医であれば受診しやすく、検診後の経過観察も継続して行ってもらえる利点がある。以上のような理由により、本業務を委託できるのは一般社団法人 泉佐野泉南医師会をおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。			

契約案件名	健康増進法に基づく保健事業業務委託（個別乳がん検診）			79
担当部名	健康福祉部		担当課名	健康増進課
契約相手方	名称（商号）	市立貝塚病院		
	所在地	大阪府貝塚市堀3丁目10番20号		
契約金額（税込）	1,057,089円			
契約締結日	令和7年4月1日			
契約期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	がん検診は、高い検診精度を保つために、国により高い基準の検診実施の仕様が設定されている。集団検診のみによる検診では、検診対象者への検診の機会を十分設けることが出来ず、事業を遂行することが出来ません。当医療機関は、大阪南部地域において泉州唯一の乳がん診療を行う「乳がん高度検診・治療センター」を設けており、市民は安心して乳がん検診を受けることが出来るとともに、検診後の経過観察も継続して行ってもらえる利点がある。以上のような理由により、本業務を委託できるのは市立貝塚病院において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。			

契約案件名	個別予防接種事業業務委託（A類疾病等）			8 1
担当部名	健康福祉部		担当課名	健康増進課
契約相手方	名称（商号）	一般社団法人泉佐野泉南医師会		
	所在地	泉佐野市湊1丁目1番30号		
契約金額（税込）	66,395,000円			
契約締結日	令和7年4月1日			
契約期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	一般社団法人泉佐野泉南医師会との契約は、地元に着し、市民にとっては地域の医療機関であれば、移動の負担も軽減され、都合の良い時間に受診できる利点があります。 また、接種者の体調を熟知しているかかりつけ医で接種することで副反応や重篤な健康被害の発生するリスクを抑えることができます。 このように、より高い安全性・市民の利便性が必要であることから、本業務を委託できるのは、一般社団法人 泉佐野泉南医師会において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約するものです。			

契約案件名	妊産婦健康診査、新生児聴覚検査、乳児一般健康診査及び乳児後期健康診査業務委託 8 3		
担当部名	健康福祉部	担当課名	健康増進課
契約相手方	名称（商号）	一般社団法人大阪府医師会	
	所在地	大阪府天王寺区上本町2丁目1番22号	
契約金額（税込）	28,231,225円		
契約締結日	令和7年4月1日		
契約期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日		
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき		
随意契約理由	本事業に対応できる専門知識を有する団体は、大阪府下では一般社団法人大阪府医師会しかなく、本団体と契約することによって、受診者が大阪府下の医療機関から受診する医療機関を広く選択することが可能になる。 以上のような理由により、本業務を委託できるのは一般社団法人大阪府医師会において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。		

契約案件名	個別予防接種事業業務委託（高齢者の带状疱疹ワクチン予防接種）			8 5
担当部名	健康福祉部		担当課名	健康増進課
契約相手方	名称（商号）	一般社団法人泉佐野泉南医師会		
	所在地	泉佐野市湊1丁目1番30号		
契約金額（税込）	14,987,380円			
契約締結日	令和7年4月1日			
契約期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	一般社団法人泉佐野泉南医師会との契約は、地元に着しており、市民にとっては地元の医療機関であれば、移動の負担も軽減され、都合の良い時間に受診できる利点があります。また、接種者の体調を熟知しているかかりつけ医で接種することで副反応や重篤な健康被害の発生するリスクを抑えることができます。このように、より高い安全性・市民の利便性が必要であることから、本業務を委託できるのは、一般社団法人 泉佐野泉南医師会において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約するものです。			

契約案件名	石田保育所門扉案内業務委託			8 6
担当部名	こども未来部		担当課名	こども政策課
契約相手方	名称（商号）	公益社団法人 阪南市シルバー人材センター		
	所在地	阪南市下出 5 2 7 番地の 4		
契約金額（税込）	1,219,680円			
契約締結日	令和 7 年 4 月 1 日			
契約期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日			
根拠規定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項 第3号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合			
随意契約理由	石田保育所門扉案内業務は、公益社団法人阪南市シルバー人材センターで遂行可能な業務であり、高齢者等の雇用の安定等に関する法律が目的とする高年齢者の安定した雇用の確保の促進等に資するものである。 従って、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づき、同公益社団法人と随意契約する。			

契約案件名	下荘保育所門扉案内業務委託			87
担当部名	こども未来部		担当課名	こども政策課
契約相手方	名称（商号）	公益社団法人 阪南市シルバー人材センター		
	所在地	阪南市下出527番地の4		
契約金額（税込）	1,219,680円			
契約締結日	令和7年4月1日			
契約期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第3号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合			
随意契約理由	下荘保育所門扉案内業務は、公益社団法人阪南市シルバー人材センターで遂行可能な業務であり、高齢者等の雇用の安定等に関する法律が目的とする高年齢者の安定した雇用の確保の促進等に資するものである。 従って、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づき、同公益社団法人と随意契約する。			

契約案件名	阪南市家庭児童相談システム保守業務			88
担当部名	こども未来部		担当課名	こども支援課
契約相手方	名称（商号）	シャープマーケティングジャパン株式会社		
	所在地	大阪府八尾市北亀井三丁目1番72号		
契約金額（税込）	1,172,600円			
契約締結日	令和7年4月1日			
契約期間	令和7年4月1日～			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	本市の家庭児童相談システムは、シャープマーケティング株式会社が導入・構築したものであり、ハードウェア及びソフトウェアの保守業務を行うものであり、本委託業務で対応できるのは、同社しかない。			

契約案件名	鳥取中市有地維持管理業務委託			89
担当部名	都市整備部		担当課名	河川農水課
契約相手方	名称（商号）	公益社団法人 阪南市シルバー人材センター		
	所在地	大阪府阪南市下出527-4		
契約金額（税込）	1,287,560円			
契約締結日	令和7年4月1日			
契約期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第3号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合			
随意契約理由	本業務は、シルバー人材センターに登録されている高齢者が遂行可能な業務であり、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、地域の高齢者等の活用及び雇用促進を目的として、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づき、随意契約を行う。			

契約案件名	有害鳥獣等運搬業務委託			90
担当部名	都市整備部		担当課名	河川農水課
契約相手方	名称（商号）	公益社団法人 阪南市シルバー人材センター		
	所在地	大阪府阪南市鳥取66番地		
契約金額（税込）	1,257,000円			
契約締結日	令和7年4月1日			
契約期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第3号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合			
随意契約理由	本業務は、シルバー人材センターに登録されている高齢者が遂行可能な業務であり、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、地域の高齢者等の活用及び雇用促進を目的として、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づき、随意契約を行う。			

契約案件名	阪南ｽｲｯﾌﾟﾝ内公園緑地管理業務委託			9 2
担当部名	都市整備部		担当課名	道路公園課
契約相手方	名称（商号）	公益社団法人阪南市シルバー人材センター		
	所在地	大阪府阪南市下出 5 2 7 番地の 4		
契約金額（税込）	9,590,558円			
契約締結日	令和 7 年 4 月 1 日			
契約期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日			
根拠規定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項 第3号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合			
随意契約理由	公益社団法人阪南市シルバー人材センターは、高齢者の雇用就業対策の目的で設立され、地域住民、企業等の様々な分野の業務を受託しており、設立当初より、本市に於いても道路パトロール、公園等の清掃業務等の簡易な作業を委託しております。 また、本市の出資団体でかつ収益を目的としない公益的な団体で、高齢者の雇用の創出という法の趣旨を踏まえ、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により、随意契約を行う。			

契約案件名	阪南ｽｲｯﾌﾟﾝ内公衆ﾄｲﾚ清掃、公園清掃業務委託			9 3
担当部名	都市整備部		担当課名	道路公園課
契約相手方	名称（商号）	公益社団法人阪南市シルバー人材センター		
	所在地	大阪府阪南市下出 5 2 7 番地の 4		
契約金額（税込）	2,621,366円			
契約締結日	令和 7 年 4 月 1 日			
契約期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日			
根拠規定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項 第3号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合			
随意契約理由	公益社団法人阪南市シルバー人材センターは、高齢者の雇用就業対策の目的で設立され、地域住民、企業等の様々な分野の業務を受託しており、設立当初より、本市に於いても道路パトロール、公園等の清掃業務等の簡易な作業を委託しております。 また、本市の出資団体でかつ収益を目的としない公益的な団体で、高齢者の雇用の創出という法の趣旨を踏まえ、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により、随意契約を行う。			

契約案件名	都市公園・児童遊園美化清掃業務委託			9 4
担当部名	都市整備部		担当課名	道路公園課
契約相手方	名称（商号）	公益社団法人阪南市シルバー人材センター		
	所在地	大阪府阪南市下出 5 2 7 番地の 4		
契約金額（税込）	1,691,400円			
契約締結日	令和 7 年 4 月 1 日			
契約期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日			
根拠規定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項 第3号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合			
随意契約理由	公益社団法人阪南市シルバー人材センターは、高年齢者の雇用就業対策の目的で設立され、地域住民、企業等の様々な分野の業務を受託しており、設立当初より、本市に於いても道路パトロール、公園等の清掃業務等の簡易な作業を委託しております。 また、本市の出資団体でかつ収益を目的としない公益的な団体で、高年齢者の雇用の創出という法の趣旨を踏まえ、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により、随意契約を行う。			

契約案件名	令和 7 年度阪南市公共下水道管路施設浚渫清掃業務委託			9 5
担当部名	都市整備部		担当課名	下水道課
契約相手方	名称（商号）	株式会社ユニティ		
	所在地	大阪府阪南市黒田 3 4 8 番地		
契約金額（税込）	4,986,000円（単価契約：R 6 参考単価446,600円他4件）			
契約締結日	令和 7 年 4 月 1 日			
契約期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日			
根拠規定	地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 4 第 1 項 第2号 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき			
随意契約理由	本業務は、下水道機能確保のために必要な業務であり、緊急対応ができない場合は、市民生活に多大なる影響が出てしまう。また、管路施設の維持機能向上のためには定期的な清掃が必要となる。さらに、緊急対応時には、時間帯を問わず適切な連絡体制や人員編成をもって現場に短時間で到着できることが求められるため、緊急対応が可能な市内業者が適しており、加えて必要な機材を所有している株式会社ユニティ以外にない。 以上の理由により、地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 4 第 1 項第 2 号に基づき、株式会社ユニティと随意契約を行う。			

契約案件名	合併処理浄化槽清掃汲取業務委託（朝日小学校、旧東鳥取小学校、鳥取東中学校）			9 8
担当部名	生涯学習部		担当課名	教育総務課
契約相手方	名称（商号）	有限会社大洲		
	所在地	阪南市鳥取中 7 0 3 番地の 1		
契約金額（税込）	2,798,400円			
契約締結日	令和 7 年 4 月 1 日			
契約期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日			
根拠規定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	有限会社大洲は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条の規定に基づき、本市が区域を定め許可している一般廃棄物の収集運搬業者である。本施設は、この有限会社大洲が許可を受けた区域内に存在し、同区域における唯一の許可業者であるため、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、有限会社大洲と随意契約する。			

契約案件名	合併処理浄化槽清掃汲取業務委託（下荘小学校、舞小学校、貝掛中学校）			9 9
担当部名	生涯学習部		担当課名	教育総務課
契約相手方	名称（商号）	有限会社南工業所		
	所在地	阪南市貝掛 6 6 9 番地の 2		
契約金額（税込）	3,838,659円			
契約締結日	令和 7 年 4 月 1 日			
契約期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日			
根拠規定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	有限会社南工業所は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条の規定に基づき、本市が区域を定め許可している一般廃棄物の収集運搬業者である。本施設は、この有限会社南工業所が許可を受けた区域内に存在し、同区域における唯一の許可業者であるため、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、有限会社南工業所と随意契約する。			

契約案件名	教育委員会ネットワークサーバ及び校内LAN保守管理業務委託			100
担当部名	生涯学習部		担当課名	教育総務課
契約相手方	名称（商号）	株式会社南大阪電子計算センター		
	所在地	大阪府貝塚市協浜4丁目2番22号		
契約金額（税込）	8,553,600円			
契約締結日	令和7年4月1日			
契約期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	各学校の校内LANを含む教育委員会ネットワークについては、本庁内のサーバ等を介して、データセンターやインターネットに接続している。本庁のサーバ等の情報セキュリティに関わる設定や管理者権限を有する設定については第三者に知られることを避ける必要があり、本市の各種情報ネットワークの設定・保守の業務を委託している株式会社南大阪電子計算センターが現在以上に外部へ知られることなく情報ネットワーク等の設定を扱うことができる唯一の業者である。 従って、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、株式会社南大阪電子計算センターと随意契約する。			

契約案件名	日本語指導業務委託契約			103
担当部名	生涯学習部		担当課名	中央公民館
契約相手方	名称（商号）	阪南市日本語クラブ		
	所在地	阪南市自然田1464		
契約金額（税込）	1, 113, 000円			
契約締結日	令和7年4月1日			
契約期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	阪南市日本語クラブは阪南市の主催する「日本語指導者養成講座」の受講者で結成されている団体である。阪南市日本語クラブが唯一、日本語指導教室を実施できる団体であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同団体と随意契約をする。			

契約案件名	阪南市公共施設予約システム運用保守業務			104
担当部名	生涯学習部		担当課名	中央公民館
契約相手方	名称（商号）	株式会社パスコ		
	所在地	大阪府大阪市浪速区湊町1丁目2番3号		
契約金額（税込）	4,620,000円			
契約締結日	令和7年4月1日			
契約期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき			
随意契約理由	株式会社パスコは、2005年より公共施設予約システムを開発し、高度なセキュリティと安定したトータルサービスにより提供し、信頼性の高いサービス安定稼働している会社である。当市では、この公共施設予約システムを令和4年度より採用し、運用しているものであり、株式会社パスコが当該業務等を唯一、保守委託のできる業者であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約をする。			